

第I章

プランの基本的な考え方

第I章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

日本の男女共同参画は、昭和 50(1975)年の国際婦人年から開催された4回の女性会議や、女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた取り組みの原点になっている「女子差別撤廃条約」の採択など、国連の女性の地位向上に係る運動と連動して進んできました。

国内においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」の制定や、「男女雇用機会均等法」の改正など各種法制度の整備が進められ、男女共同参画に対する社会の意識は徐々に浸透してきているものの、性別による固定的役割分担意識やこれを反映した社会慣行などが依然として残っています。

また、近年は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性のチャレンジ支援などについても取り上げられ、さらに少子高齢化の進行による家族の形態や労働環境の変化など、新たな状況への対応が求められています。

本市の男女共同参画に向けた推進は、「第五期帯広市総合計画」及び「帯広市生涯学習推進計画」において「男女共同参画社会づくり」を位置づけ、平成13年に行動プランを策定し取り組んできました。

本市においても、国等の施策の動向を踏まえながら男女共同参画社会の実現に向け、引き続き総合的に着実な推進をはかるため、第2次となる「おびひろ男女共同参画プラン」を策定するものです。

2 プランの目標

この計画は、帯広市における男女共同参画社会の実現を目指すものです。

男女共同参画社会は、男女共同参画社会基本法において次のように定義されています。

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）

この計画が目指す男女共同参画社会とは、次のような社会です。

男女の人権を尊重する社会

性別による差別や、性別を理由に排除されたり、性別によって決めつけが行われたりせず、一人一人の人権がこれまで以上に尊重され、男女がともに生きることのできる社会。

政策・方針決定過程などへ共同で参画できる社会

女性も男性も、社会の構成員として対等に尊重され、自ら望むことに参画することができ、持てる能力と個性を発揮して意思決定に関り、喜びと責任を分かち合うことのできる社会。

仕事と家庭・地域生活が両立できる社会

女性も男性も、職場、家庭、地域生活の中で協力し合い、その一員としての役割を果たしながら、自己実現の場を見出すことのできる環境が整備された社会。

経済的、精神的に自立し、地域のネットワークに支えられ、安心して安全に自分らしく暮らすことのできる社会。

3 プランの性格

このプランは、帯広市の男女共同参画社会の実現に向けた基本目標、基本方向及び施策の方向について明らかにするものです。

策定にあたっては、国の「男女共同参画基本計画」及び北海道の「男女平等参画基本計画」を踏まえて、帯広市男女共同参画新プラン市民懇話会の意見を基に、市民や団体から幅広く意見・提言を聴き、その反映に努めました。

また、このプランは「第六期帯広市総合計画」の分野計画として、本市の男女共同参画社会づくりを総合的にすすめるものです。

なお、施策に基づく取り組みは、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて適宜必要な見直しを行います。

4 プランの期間

このプランの期間は、平成22（2010）年度から平成31（2019）年度までの10年間です。

5 プランの基本的視点

男女共同参画社会実現に向けて、次の基本的視点を踏まえてプランをすすめていきます。

視点 1 男女の人権の尊重

視点 2 ^{*} 固定的な性別役割分担の意識解消

男女が共に自立した個人として権利を尊重されることは、男女共同参画社会の根底を成す基本的な理念であり、一人ひとりの人権がこれまで以上に尊重される社会を実現していくことが必要です。

また、男女共同参画社会の形成にあたっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担を反映しているため、様々な場に根強く存在する性別による意識を変えることが求められています。このため、固定的な性別による役割分担の意識を解消する視点から、社会のあり方や仕組みを見直していくことが必要です。

6 男女共同参画プランの総括

平成13年度に策定した「帯広市男女共同参画プラン～女性と男性ともに創る豊かな未来～」では、男女共同参画社会の実現をめざし、「男女共同参画の実現に向けた意識の改革」「あらゆる分野への男女共同参画の促進」「男女が働くための条件整備」「女性の保健の充実」「心豊かな生活の実現」の5つを基本目標として各種施策を推進し、平成20年度には基本目標にかかわる98事業すべてに着手しており、計画に掲げた事業は概ね順調に実施することができました。

政策・方針決定過程への女性の参画については、市役所における女性管理職の割合は増えてきていますが、各種審議会等の委員への女性登用率は増減を繰り返しており、今後も引き続き女性の参画を進める必要があるとともに、働く場における男女平等意識の定着などについても関係機関と連携して取り組む必要があります。

また、意識改革の面では平成20年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果から、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は依然として根強く残っていることや、男女の地位の平等感でも職場、政治の場、社会通念など社会全体で男性を優遇とする意見が多いなど、女性の地位が必ずしも十分でないことがうかがえます。

このため、「帯広市男女共同参画プラン～女性と男性ともに創る豊かな未来～」の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて、引き続き男女平等の意識づくりなどの取り組みをすすめていく必要があります。

※性別役割分担意識：一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男女は始めからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待すること。個人の生き方を性によって狭めるものとして疑問視され、女性問題解決のための課題とされている。